

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第53回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成24年7月5日（木）13：25～17：05

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員）伊藤眞，岩井重一，大橋寛明，田中成明，中田裕康，林眞琴，平木典子，
明賀英樹，村瀬均（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，小林審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）委員長選出

（2）協議

- ・ 平成24年下半期の判事補から判事への任命候補者について
- ・ 平成24年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（3）次回の予定について

5 議事

（1）新委員の紹介

新委員として田中委員，村瀬委員が紹介された。

（2）委員長選出及び就任挨拶

委員の互選により，田中委員が委員長に選出され，田中委員長から就任挨拶がされた。

(3) 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として伊藤委員が指名された。

(4) 作業部会員及び作業部会長の指名

作業部会員として伊藤委員，林委員，平木委員，明賀委員及び村瀬委員が指名され，作業部会長として伊藤委員が指名された。

なお，これまで同様，作業部会には作業部会員以外の委員も参加でき，部会員同様に意見を述べることも確認された。

(5) 協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成 24 年 4 月及び 7 月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びそれらの候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成 24 年上半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者，平成 24 年 4 月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

・ 平成 24 年下半期の判事補から判事への任命候補者について

ア 庶務から，平成 24 年下半期の判事補から判事への任命候補者 94 人のうち，1 人が検事に復帰し，3 人が出向したことにより，今回の審議対象から外れたことが報告された。また，2 月 20 日の当委員会の結果を受け，各地域委員会に対し，指名候補者について情報収集を行い，その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと，各地域委員会では，当委員会からの依頼に基づき，情報収集及びその取りまとめが行われ，その結果が送付されたことが報告された。さらに，報告された情報が大部になったことから，予定どおり 6 月 29 日に作業部会が開催され，重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び 2 月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか，地域委員会における情報収集に関し，地域委員会から送付された情報の中には，依然として，弁護士会を經由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること，各地域委員会では，段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの，弁護士会経由の情報であっても，具

体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

イ 次に、最高裁判所から追加提出された調査報告につき、指名諮問に係る調査は委員会や地域委員会が独立して行うべきものであって、委員会の求めによらないまま、委員会に提出された情報を委員でない裁判所側が見た上で報告を提出するのは不適切であり、庶務が提出の要否を判断するのは不平等を招くとする意見が出された。他方、憲法上の指名権限を有する最高裁判所が事案に応じて各種の情報を基に必要な調査を行うのは当然のことであって、審議の準備行為として従来から運用として行ってきたものであり、その採否は委員会において判断されることであるとの説明がされた。協議の上、上記報告も資料に含めて検討することとなった。

ウ 作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、2月の委員会において重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者について報告され、審議の結果、重点審議者に追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者90人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、88人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成24年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月20日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者1人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ その他

前回委員会において委員から指摘があった判事補の外部経験の現状について、説明者から以下の説明がされたのに対し、委員から以下の意見が述べられた（：委員，：説明者）。

：本年10月に判事任命予定の判事補のうち多数の者が外部経験をしているといえるが、外部経験をしていない者の数も昨年と比べて若干増えている。これについては、育児休業や長期病休を取得していた者が含まれているほか、家族の事情や、本人の任地、外部経験先の希望や異動のタイミング等、様々な要因を考慮して人事配置を行った結果であるというほかない。なお、来年度判事任命につき諮問の対象となる期については、すでに外部経験をした者の数が今年度の人数を大きく上回っている状況にあり、それ以降も同様の傾向にあるものと認識している。

今後とも引き続き、関係各方面の理解と協力を得ながら、適切な受入れ先の確保に努めて参りたい。

：判事補の外部経験は任官3年後又は5年後に行われることが多いようであり、多くの者に外部経験をさせるためには、長期的視点に立った上で、まず人的態勢を整える必要があると思われる。そのために毎年の採用人員数を増加させたり外部経験を優先するなど、どのような施策を採るのか検討してもらいたい。

(6) 次回の予定について

次回の委員会は、9月3日(月)午後1時30分から開催され、平成25年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上